

豊島区議会

電氣料金値上反対期成会結成なる一

値上反対運動活潑に展開

回に亘り慎重協議し区民大会開催及び街頭署名運動を展開することに決した。

五日午後五時雨天にもかかわらず、池袋駅東口廣場にて値上反対区民大会を決行、早川区議司会加藤区議

値上反対の意見書を関係筋に提出する

ことが議決になり、九日この意見書を

公益事業委員会、経済安定本部長官、

物價庁長官、通産大臣、都議会議長等

に手交した。また本区議長より二十三

区議長会に提案し二十三区議長会の名

において要請書を関係筋に提出し当局

の猛省を促した。更に本区議会より六月三十日全員協議会を開催しこれが反対運動を徹底的に実施するため全議員反対運動実行委員となり豊島区議会電氣料金値上反対期成会をつくり、その小委員に正副議長を加え左の十二名を選定した。

森川重吉 古賀清
田村爲次郎 四海民藏
笠原孫藏 早川繁太郎
元谷宇吉郎 佐久間市藏

実施策を練るためこの小委員会は三

第一	第一	第一	第一
第二	第二	第二	第二
第三	第三	第三	第三
第四	第四	第四	第四
第五	第五	第五	第五
計	一	一	一
、	廿四	廿四	廿四
人	人	人	人

豊島区各出張所別街頭電氣料金値上反対署名者数（出張所管内別）

昭和26年7月5日
電氣料金値上反対
豊島区民大会

東島區政公報

昭和26年7月15日
第20號
發行所 642番地
豊島區役所
編集發行人 奥謙治
自印電話大坂(86)1101-5
印堂副印
文林社

宣言文

今般新発足の電力会社において企団している電氣料金の大巾値上は我等二十三万の全国民に悪影響を及ぼすものである。依つて本大会の名に於て電氣料金値上げを絶対反対することを茲に宣言する。

昭和26年7月5日
電氣料金値上反対
豊島区民大会

決議文

一、電氣料金値上に絶対反対する。

電力事業の再編成によつて我々は豊富低廉なる電力を期待していた。

然るに不可解なる理由のもとに非常に高率なる料金値上がりが断行されんとしている。

今や國民生活は漸く安定の曙光を見んとしている時この料金値上は再び國民生活を苦惱のどん底に陥れんとするものである。

本大会は電氣料金値上に絶対反対するものである。

右決議す。

区議会の動き

自六月七日至七月十日

全員協議会

競馬組合議員会

議長会

常任委員長会

財政委員長会

自治権拡充委員長会

運営委員会

財務委員会

建設委員会

総務委員会

教育委員会

厚生委員会

商工委員会

自治振興委員会

各出張所視察

出張所視察順路

○第四—第五—第六—第七

(蓋食小憩)—第八—第九

分室—第九—第三—第一

第二

出張所長

(定例)

六月前期の事務協議会を十

三日午後一時より区役所二階

會議室に開会、全所長、自治

振興課長、商工課長、区民、

配給係長出席、左の事項を協

議午後五時閉会した。

一、主食の配給事務打合せについて

二、國民的行事に於ける國旗の掲揚について

三、其他

(定期)

六月後期の事務協議会を二

十七日午後一時より区役所内

自治振興課長以下関係係長出

席、左記事項を協議し午後四時散会した。

一、當面の出張所事務について

二、その他

区夏期

「レクリエーション」

青少年団体はじめ、学校の先生方や各種団体が良い指導者となつて学校教育から暫らく離れる子供たちに豊富な生活体験を與えると同時に自分から進んで勉強し、仲よく協力すると共に責任観念と自信をもつた明るい民主主義國家の一員として社会に寄與するとの出來る人間を育成するため今年も標記子供会を左の内容によつて実施される。

一、發會式

七月廿一日午前九時 學習
院講堂、計画発表と子供團
体出演による藝能会。

六月廿九、卅の両日学校側
子供團体と協議。（区役所）

のテーマで協議。

開催希望により其間中 楽
庭、児童遊園等でラジオ体
操等実施。

五、巡回子供会

歌唱指導、童話等で期間中 巡回。

七、子供体育大
中学生チーム
排球、卓球を八
る巡回上映。

七、子供体育大会

○水泳講習会

区民一般、殊に初心者を対象として夏期体育の一環たる水泳講習会を左の要項により実施する。

(期間) 七月十六日より同廿一日までの六日間毎日午後五時から六時まで二時間。

(会場)立教高校アリーナ(交)
講師)日本水泳連教師二名
涉中)。

(交渉中)
(参考料) 一人金二〇円。
期間は多少延びるやも知れない状態であるが、開催二日前迄に社会教育係まで多数参加を希望したい。

卓球場起工式

懸案の区営卓球場が
色々綜合体育場の一角
に実を結ぶこととなり
七月四日前半午時半区
長の鍵入れの儀を以て
嚴かに起工式を終つ
た。同施設は五十坪で
テニスコートの東側に
位し、竣工の際は現在
の管理事務所をここに
移し、野球場は勿論、
テニスコート、弓射場
等一切を監視し得られ
る位置を占め、シャワ
ー付きの設備として卓
球界は勿論、綜合運動
場の一施設として偉観
を呈するは想像に難く
ないところで落成は八
月半ばの予定となつて
いる。

設置場所やタイプ民衆区

区民レクリエーションとして夏の野外生活を目的とするキャンピングの普及を図るため次の内容で「民キヤムプ場」を設置するから、各地区民の参加を希望。詳細は社会教育係まで。

○社会学級

開講さア

○社会学級
開講さる。
学校施設の解放を図り一般
成人の智識、教養を高めるた
め、昭和廿六年度社会学級を
去る六月二十二日から、毎週
月・水・金に西巣鶴中学で一学
区立小学校 増築工事 落成式挙行さる。

級を開いている。地元 P.T.A.
の協力で講師も内海突破、近
藤鶴代両氏などの異彩を加え
スクエアダンス、映画スタディ
オ見学などもとり入れ、聽講
生も予想外に多く六十三名を
数える活況を呈している。尚
然講は七月十三日である。

区立学校図書館起工式

昭和二十五年度学校建設工事として予てより工事中であります	場所 同校
二校もこの程竣工致しましたので左記に依り落成式を挙行致しました。	工事落成式
日時 昭和二十六年六月十三日(水)午後一時	日時 昭和二十六年六月十三日(水)午後一時
場所 同校	場所 同校
一、区立西巣鴨小学校増築工事落成式	三、区立長崎小学校増築及び改修工事落成式
日時 昭和二十六年六月十三日(水)午前十時	日時 昭和二十六年六月十三日(水)午後三時
場所 同校	場所 同校
区立学校図書館起工式	区立学校図書館起工式
学校図書館起工式、左記に	学校図書館起工式、左記に

本年度初
の
十木工事

豊約三千年米慶のU入側にこれを當先終詰置工事多現忙きだ現事在土去る。手の七月六月中であるが、日が死んで、兵

豊島区 職業学校開校する

期間 六月十八日より七月二十一日まで

本区では予て計画中であつた職業を得ようとする人、職業人としての教養を高めようとする人々に対し職業技能及び教養を授けるを目的とする成人職業学校を今回各方面の協力を得て去る六月十八日より開校し現在授業中である。

生徒は一科目五〇人として編成して居り、サンマータイムを最大限に活用し、男女の別をこえ年齢の差を忘れ、のびのびと樂しく勉強が出来るので参加者の好評を博している。

本校はAコース、Bコースの二つに分け、その教場及び科目、講師は次の通りである。

◎ Aコース 雑司ヶ谷中学校教場（雑司ヶ谷五丁目三〇）

科	目	講義日	講師
珠 算 (中 級)	月・水・金 (珠算第一級)	雑司ヶ谷中学校講師	東原文治
簿 記 の 手 引	火	雑司ヶ谷中学校講師	野頓
洋 裁 の 知 識	火	菅谷洋裁女学院	宮保
商業 英 語	火・木・土 （珠算第一級）	森洋子	杉彰
ラジオ基礎知識と修理法	火・木・土 （珠算第一級）	東京電気研究所音波	郎
◎ Bコース 回和中学校教場（椎名町二丁目一九〇五）	火・木・土 （珠算第一級）	東京電気研究所音波	郎
商品知識と接客法	火・木・土 （珠算第一級）	東京電気研究所音波	宣
西武百貨店 正 慎	火・木・土 （珠算第一級）	東京電気研究所音波	山守山義錦

納稅貯蓄組合法制定する

税の完納に備えましょ

去る四月十日公布施行された納稅貯蓄組合とは次の様なものであります

一、目的

組合の業務は、貯蓄すべき金銭の取扱いとして組織された組合を助成保護する爲に組合を役立たしむる事を目的としたものである。

二、納稅貯蓄組合の性格

四月十日公布された納稅貯蓄組合法に定められた組合を必要な規制を設けて租税の容易な納付に役立たしむる事を目的としたものである。

三、組合結成の手続

組合は組合員が組合を通じて貯金をしようとする場合に制限や強制をする事はできない。

四、組合の業務

組合員は組合にして居る貯金を以つて税金を納付しようとする時には納稅告知書其の他必要書類を提出して其の納付を委託する事ができる。此の場合納付委託をせず自分で納付も出来るのであるがそうすると免税の特典は與えられ

八、この組合の特典

組合の予金利子には得税がかからない。但し納稅以外の目的で引出した場合預入先の金融機関に納付委託しない時にはその分には課税される。

合農協組合などは八厘)である。

九、この組合への罰則

組合への加入や脱退を強制あるいは組合員の事業活動について報告を強要監督を加えたとき。

貯蓄する場合各人の名義でしなかつたとき。

未届で納稅貯蓄組合又はこれに類似する名称を用いたとき。

不正の方法により補助金の交付を受けようとしたとき。

未届で納稅貯蓄組合又はこれに類似する名称を用いたとき。

貯蓄する場合各人の名義でしなかつたとき。

未届で納稅貯蓄組合又はこれに類似する名称を用いたとき。

未届で納稅貯蓄組合又は

區條例の解説

(9)

皆さん！ 区が制定する「区条例」を御存知ですか？

本翻はその主たる條例の解説について毎号掲載して居ります。

○ 東京都豊島区議会の議会を経べき財産・營造物及び契約に関する條例

昭和二五・八・二二

豊島区條例 第六号

さて前回においては、先づ区有財産條例を取り上げ、且つ区有財産の取得、管理及び処分に関する一般的規定について註釈いたしましたが、その中にも区有財産の管理上、特に重要な財産又は營造物に関する特例事項については、その独占的利益を與えるような処分又は長期間にわたる独占的使用等を制限する必要があり、又一般財産の取得に際し通常契約を伴うと同様、重要な財産の取得については特に慎重に取り扱わるべきでありますので、これらに関する契約を伴うと同様、重要な財産の取得については特に慎重に取り扱わるべきであります。すなわち、地方公共團体の財産又は營造物は、前回にも申しましたとおり元來が住民

の不動産を区が所有するものでありますから、これらを一部の住民の独占的な利用に供し、又独占的な利益となるような処分を許すべしものではありません。もつとも、これらの性質又は状態によつては、その効率的運用を図る上に、例外として処分され取扱われる必要もない事はないのであります。もつとも、これらは区に現存せず都の如き公益企業・その他であるものなので、一般投票の対象となるものは直接條例に規定されはおりません。

ここにおいて、議会の議決を要するものとして、公園・墓地・病院・産院・診療所・運動場・図書館・宿泊所・食堂・浴場・質屋・授産場・託児所・小賣市場・一筆一千坪以上の土地・その他。

五月一日より全國一齊に行われる日本赤十字募金は、各地区協賛委員の方々の絶大なる御協力により所期の目的を達成致しまして衷心より感謝いたします。

昭和二十六年度赤十字募金各出張所管内別実績表記

第一出張所	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	その他の
第一出張所	一九、一四〇円	一九、三三〇円							
支部管内	一九、三三〇円								
本年度の募金総額は遂に九拾五万五千四百六拾参円と目標額を遙かに突破致し、東京									

本年度の募金総額は遂に九拾五万五千四百六拾参円と目標額を遙かに突破致し、東京

支部管内におきましても優秀なる成績を納める事が出来ました尙区内各出張所別募金実績額は左記の通りであります

申しましたとおり元來が住民の許可を與える場合に限り、一般投票を。」(2)「條例で定め

るその他の財産又は營造物に至つております。

ついて出席議員の三分の二以上者の用意を必要とする。」等この二点について、それぞれ規定されております。

前(1)(2)によつて規定せられる財産又は營造物の範囲は地方公共團体ごとに相違があり、概ね一般投票の対象として考えられるものは、ガス・電気・軌道・自動車及び水道の如き公益企業・その他であるものなので、一般投票の対象となるものは直接條例に規定されはおりません。

ここにおいて、議会の議決を要するものとして、公園・墓地・病院・産院・診療所・運動場・図書館・宿泊所・食堂・浴場・質屋・授産場・託児所・小賣市場・一筆一千坪以上の土地・その他。

五月一日より全國一齊に行われる日本赤十字募金は、各地区協賛委員の方々の絶大なる御協力により所期の目的を達成致しまして衷心より感謝いたしました。

昭和二十五年度に

おける青い羽根街頭募金

総額は「参百八拾五

青い羽根(日本水難救済会)募金についてお願ひ

昭和二十六年度に

おける青い羽根街頭募金

を行ふことになります。

昭和二十五年度に

おける青い羽根街頭募金

を行ふことになります。

昭和二十六年度に

おける青い羽根街頭募金

を行ふことになります。

昭和二十六年度に